

監査対象/ テーマ	項目	指摘	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
36市民後 見推進事 業	【指摘1】市民後 見推進制度の運営 に係わる事務書類 等について	指摘	【現状・問題点】 地域包括支援課で提出書類関係を監査したところ、仕様書記載の提出期限が守られていないもの や市側の専門監の押印がないもの等の不備がある書類が散見された。 【結果】 今後はより適正な作成及び管理を行うべきである。	令和3年度委託事業から期限前に書類提出の催促、複数職員に よる決裁印の確認を行うこととしました。	措置等を講じ た	地域包括支援 課	保健福祉部	130
46たすけ あいサー ビス事業 費補助金	【指摘2】たすけ あいサービス事業 費補助金の実績報 告について	指摘	【現状・問題点】 たすけあいサービス事業にかかる補助金は、市から柏市社協に支給された後、各補助対象団体に 支給される。 補助対象団体は、年度終了後に活動にかかる実績報告を社協に提出している。この実績報告につ いては、一義的には柏市社協にて確認・検討されているが、市ではそのコピーを入手し、支出内容 の妥当性について検証している。 【結果】 今般の監査では、この補助対象団体から提出された実績報告を閲覧したが、中には内容の妥当性 に疑義があるものが見受けられた。市としては、このような事業報告の内容については、補助対象 経費の周知徹底と適切な実績報告を行うよう指導する必要がある。	不適切な補助金交付が行われないよう、補助対象団体から提出 された実績報告書の中で支出内容が不明なものについては、確認 を行っています。また、柏市社会福祉協議会に、補助対象経費内 容と、支出内容が明確にわかる適切な実績報告書の作成を、補助 対象団体へ周知徹底するよう指導しました。	措置等を講じ た	地域包括支援 課	保健福祉部	148
62社会福 祉法人等 の指導・ 監査事業	【指摘3】有料老 人ホームの経営状 況の報告の迅速化 について	指摘	【現状・問題点】 有料老人ホームの経営状況の報告は、毎年7月31日までに柏市に提出するものとしている。しか し、有料老人ホームの経営状況が期限後の報告となっている施設があり、また3カ月以上を経過し た後に報告を行っている施設も存在する。 【結果】 期限後も報告さえすれば良いと認識している可能性があり、今後は期限までに必ず提出するよ う指導を強化する必要がある。	昨年度までは経営状況等報告書の提出を依頼する文章をメール 添付にて施設へ送付していましたが、今年度より郵送にて本社宛 てに送付し、かつ依頼文に期限内の提出を依頼する文章を追加し ました。 また提出期限が間近になっても提出されていない施設に対して は、電話若しくはメールを送付して、重ねて期限内の提出を依頼 することとしました。	措置等を講じ た	法人指導課	保健福祉部	189
63法人運 営事業	【指摘4】産業医 との業務委託契約 について	指摘	【現状・問題点】 産業医の業務委託契約を締結して、当該委託業務の平成元年分の報酬を支出しているが、当初の 振込先が産業医の別法人の名義となっていた。令和元年9月から契約当事者（B医師）個人の口座 に振込先を変更しており、この点は既に是正されている。 【結果】 当該産業医が個人開業医であるにも関わらず、別法人の名義の銀行口座へ報酬を振り込むは契約 に抵触する行為であり今後はこの様な処理は実施すべきではない。また、給与所得に対する源泉徴 収を行うべきであった点についても改善を要するものである。	給与所得に対する源泉徴収は、令和3年4月から行っています。	措置等を講じ た	柏市社会福祉 協議会		198
67たすけ あいサー ビス及び 通いの場 事業費補 助金交付	【指摘5】地区社 会福祉協議会活動 助成金の交付につ いて	指摘	【現状・問題点】 地域社会福祉協議会活動助成金は、地区毎に作成する活動計画書に基づく申請によって、柏市社 協が交付するものである（交付要綱第4条）。令和元年度の当該助成金交付において、申請に含ま れていない活動を調整額として上乗せして交付している事例が1件発見された。これは、A地区 が前年度に実施済みの活動を当年度に申請するべきところ、当年度での申請を失念していたが、 柏市社協において当該事情を考慮し、申請には拠らない調整額として交付を行ったものである。 当該交付金は地区社協からの申請に基づき交付する旨が決められており、地区社協からの申請の 再提出を経ない当該交付行為は交付要綱違反である。 【結果】 当該助成金交付の目的に照らして、件数は少ないとはいえ要綱に合わせて今後適切に助成金を確 認して公布を行う公正な執行をするべきであり、柏市側からも適切な管理が必要である。	令和3年4月以降に追加交付が生じた際は、申請書の再提出を求 め、要綱に合わせ、確認して手続きを進める形としています。	措置等を講じ た	柏市社会福祉 協議会		204
73生活支 援員研修 会の実施	【指摘6】利用料 金等の未収金に係 る会計処理につ いて	指摘	【現状・問題点】 利用者の死亡又は解約により、利用料金等の回収が行われていない債権（平成27、28、29年度発 生）について、令和元年度に損失処理（直接償却処理）を行っている。しかしながら、当該損失処 理に係る稟議は存在するものの、柏市社協において回収不能債権に対するルールが存在していな い。 【結果】 当該事業は市及び県からの多くの財源に拠っており、安易な債権放棄を行うべきではなく、未収 金の発生態様に応じた債権回収に係るルールを整備し、必要な徴収活動を行うと共に、最終的に徴 収不能となった場合の会計処理を規定すべきである。	令和3年度のグルーリーダー会議で検討し、徴収不能債権に関 する規定を定めることとしました。	措置等を講じ た	柏市社会福祉 協議会		210

監査対象/ テーマ	項目	指摘	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
82福祉有償運送運転者講習会	【指摘7】生活援助券の未了分を過払返金した際の未収金に係る会計処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 平成29年度以前に発行した生活援助券については、発行年度の翌年度末を期限に利用者の申請により返金を受け付けている。このうち、平成29年5月に利用者からの申請に応じて返金を行った際、誤って過大な返金を行ってしまい、同年度中に返金依頼を行ったものの、利用者が返金に応じず、当該過払返金額を未収金として処理していた債権について、令和元年度に損失処理（直接償却処理）を行っている。しかしながら、当該損失処理に係る稟議は存在するものの、柏市社協において回収不能債権に対するルールが存在していない。</p> <p>【結果】 当該事業は市からの多くの財源に拠っており、安易な債権放棄を行うべきではなく、未収金の発生態様に応じた債権回収に係るルールを整備し、必要な徴収活動を行うと共に、最終的に徴収不能となった場合の会計処理を規定すべきである。</p>	<p>令和3年度のグループリーダー会議で検討し、徴収不能債権に関する規定を定めることとしました。 令和2年度より生活援助及び介護サービスの利用券は廃止し、現金での支払い方法に変更しました。よって、さわやかサービスにおける未収金に係る会計処理はなくなりました。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		221
	【指摘8】請求書等の不備について	指摘	<p>【現状・問題点】 監査対象事務事業に係る事業費及び事務費支出に関連する簿冊を確認したところ、取引先からの請求書等に日付が記載されていない取引が散見された。</p> <p>【結果】 請求書等の日付は当該取引の計上日付を確認する上で重要な証跡であり、特に年度末において未払計上する際には当該取引の期間帰属を決定する上での重要な拠り所となるため、取引先から請求書等を受領する際には、請求日等が正しく記載されていることを確認した上で受領する必要がある。</p>	<p>取引先には必ず請求書の日付を記載するよう依頼をしました。また、受領する際は、請求日等、請求書の内容についての確認を徹底して行うよう調整を行いました。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		230
92認知症サポーター等養成事業	【指摘9】退職給付引当金について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市社協における退職給付引当金については、経理規程において、「職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額（約定給付額から被共済職員個人が拠出した掛金累計額を控除した金額）を退職給付引当金に計上する。」と規定されており、計算書類に対する注記においても、「職員の退職給付に備える為、期末退職金要支給額を計上している」と注記している。 一方、実際の退職給付引当金は、全ての退職金制度対象職員が定年（60歳）まで勤務した場合の将来における退職金要支給額（A）を試算し、対象職員の定年までの期間（B）で除した金額（A/B）を毎期の退職給付引当金積み増しの目安としている。</p> <p>【結果】 当該方法は、毎年の引当額を平準化するという意味では理解できる点もあるが、全ての職員が定年まで勤務することを前提としている点で過度に保守的であり、経理規程で規定した処理内容とも異なっている点で問題がある。退職給付引当金において、過大計上となっているため、適切な会計処理を行っていく必要がある。</p>	<p>令和2年度決算で指摘された事項に基づき、退職給付引当金を取崩しました。定年退職者が集中する年度に向けた調整については、顧問公認会計士及び市と協議のうえ、対応を検討しているところです。</p>	措置等を講じた	柏市社会福祉協議会		230